

## 第 4 資 料

## 第4 資料

### 1 沿革（中部保健所、中部福祉保健所、中部福祉事務所、コザ保健所、石川保健所）

#### （1）中部保健所

平成 28 年 4 月

福祉及び保健行政の効率的な執行体制の構築を図る県の方針により、「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」（平成 27 年 12 月 25 日沖縄県公報掲載）に基づき、従来の福祉保健所は保健所と福祉事務所への再編が決定された。

これにより県内の他の福祉保健所と同様、中部福祉保健所は平成 28 年 4 月 1 日から中部保健所と中部福祉事務所に分割再編されたことにより、中部保健所の発足となった。

#### （2）中部福祉保健所

平成 12 年

県において、福祉、保健施策を一元的に推進する体制の確立と地域との企画調整の強化を図る目的で、「保健所と福祉事務所の統合のあり方に関する基本計画」を策定。

平成 14 年 4 月

上記「基本計画」に基づき、コザ保健所、石川保健所、中部福祉事務所が統合されて中部福祉保健所となり、中部保健所が併置される。

平成 17 年 4 月

具志川市、石川市、勝連町、与那城町が合併しうるま市が誕生。管轄市町村が 3 市 3 町 5 村になる。

平成 18 年 4 月

組織及び業務の見直しが行われ、5 課体制から 6 班体制に移行し、企画調整部門が所長直属の企画調整スタッフとして独立し、保健、福祉、医療の連携を始めとした調整機能を果たすことになる。

平成 23 年 4 月

組織及び業務の見直しが行われ、企画調整スタッフ及び総務福祉班が廃止され、総務企画班及び地域福祉班が設置され、班が 1 つ増え 7 班となる。

平成 25 年 4 月

那覇市が中核市に移行し、市保健所を設置することに伴い、中央保健所が廃止され、食品衛生広域監視班が中部福祉保健所に編制される。

平成 28 年 4 月

福祉及び保健行政の効率的な執行体制の構築を図る県の方針により、「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」（平成 27 年 12 月 25 日沖縄県公報掲載）に基づき、従来の福祉保健所は保健所と福祉事務所への再編が決定された。

これにより県内の他の福祉保健所と同様、中部福祉保健所は平成 28 年 4 月 1 日から中部保健所と中部福祉事務所に分割再編された。

#### （3）中部福祉事務所

昭和 27 年 4 月

琉球政府創立

昭和 29 年 10 月

琉球政府事務局組織法の改正により、中部地区を所轄する中部福祉事務所が設置され、越来村字胡屋 40 番地に民家を借りて福祉三法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法）の事務を施行する。庶務係と保護係とがおかれ、各係には主任を配置し、生活保護の地区担当員は管内各市町村に配置し駐在制がとられる。

昭和 30 年 10 月	越来村字胡屋 3 番地の労働局中部公共職業安定所の旧庁舎に移転する。
昭和 31 年 10 月	中部福祉事務所をコザ福祉事務所と改称される。
昭和 32 年 12 月	越来村字胡屋 8 番地旧中頭巡回裁判所の旧庁舎に移転する。社会局組織規則の一部改正により、庶務課、保護課が設置され 2 課制となる。また、管内各市町村に福祉事務所の出張所が設置される。
昭和 37 年 2 月	コザ市中の町所在の丸伊組の事務所を借り受けて移転。
昭和 40 年 4 月	コザ市字上地 268 番地所在のロックペイント店の 2 階を借り受け移転。市町村の出張所廃止、集中管理となる。
昭和 41 年 5 月	コザ市字上地 272 番地所在の比嘉時計店の 2 階を借り受ける。
昭和 44 年 6 月	コザ市字上地 272-3 番地所在の統計庁中部統計調査事務所の 1 階に移転する。
昭和 47 年 5 月 15 日	本土復帰に伴いコザ福祉事務所を中部福祉事務所に改称される。全階（2 階）を使用する。〔敷地（借地）572.07 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート 2 階建建物、延面積 762 m <sup>2</sup> 〕福祉課が新設され、老人・身障・児童・母子・知障五法のほか、婦人保護事業、家庭児童相談業務を掌理する家庭児童相談室が開設された。庶務係は総務課と改称され同課に地域指導員が配置された。福祉地区の一部変更に伴い、恩納村・金武村・宜野座村が引き継がれ、西原村が南部福祉事務所に移管される。更に本土法の適用により、コザ市福祉事務所が配置され、社会福祉業務の一部が移管される。
昭和 48 年 4 月	福祉地区の一部変更に伴い、恩納村・宜野座村が北部福祉事務所に移管される。浦添市・宜野湾市・具志川市のそれぞれの福祉事務所の設置に伴い、社会福祉関係業務が移管される。
昭和 49 年 4 月	コザ市と美里村の合併により、福祉地区の一部変更に伴い、美里村が沖縄市福祉事務所に移管される。 石川市の福祉事務所設置に伴い社会福祉関係業務が移管される。
昭和 53 年 4 月	福祉事務所の機構改革により次長制が敷かれ、同時に従来の査察指導員を主任主事と改める。
昭和 53 年 6 月	婦人相談業務の集中管理体制にもとづき婦人相談所へ業務移管をなす。
昭和 54 年 8 月	従来の主任主事を主査に職名変更。
昭和 55 年 7 月	コザ児童相談所移転の為、庁舎引継ぎ。
昭和 56 年 3 月	庁舎改修工事（S56.2.24～S56.3.25）2 階会議室・1 階間仕切・電気配線。
昭和 57 年 3 月	庁舎改修工事・自動ドア・裏門扉・東側窓改修・シャッター改修・書類保管庫
昭和 59 年 4 月	福祉事務所の機構改革によりこれまでの次長兼総務課長から次長兼保護課長に、また地域福祉担当指導員が廃止となる。
平成 5 年 4 月	老人福祉法及び身体障害者福祉法の改正に伴い、老人、身

平成 6 年 4 月	障関係の施設入所措置権が町村へ移譲される。
平成 7 年 4 月	組織改正により総務課を総務調整課、福祉課を地域福祉課と名称変更される。
平成 7 年 9 月	管内町村の老人福祉法、身体障害者福祉法に基づく措置事務に係る指導監査。
平成 8 年 4 月	庁舎補修工事（H7. 9. 19～H7. 11. 17）屋上防水工事を実施する。
平成 9 年 4 月	町村保育所措置費関係事務指導監査が、生活福祉部福祉総務課より移譲される。
平成 10 年 4 月	町村社会福祉協議会指導監査が、生活福祉部福祉総務課より移譲される。
平成 12 年 4 月	沖縄県組織改正により生活福祉部が福祉保健部となる。
平成 12 年 9 月	身体障害児への補装具及び日常生活用具の給付事務が町村へ移譲される。
平成 14 年 4 月	沖縄県重度心身障害者医療費助成事業補助金遂行状況報告書進達業務が移譲される。
平成 28 年 4 月	石川保健所及びコザ保健所と統合し、「中部福祉保健所」となる。沖縄市字美里に新庁舎落成。 同所の設置に伴い、宜野座村と恩納村が北部福祉事務所から移管される。 福祉及び保健行政の効率的な執行体制の構築を図る県の方針により、「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」（平成 27 年 12 月 25 日沖縄県公報掲載）に基づき、従来の福祉保健所は保健所と福祉事務所への再編が決定された。 これにより県内の他の福祉保健所と同様、中部福祉保健所は平成 28 年 4 月 1 日から中部保健所と中部福祉事務所に分割再編されたことにより、中部福祉事務所の発足となった。

#### （４）コザ保健所

昭和 25 年 12 月	本館（診療所及び病理研究室として）落成
昭和 26 年 7 月	中部保健所として旧中頭郡全地域 1 市 13 村（石川市、具志川村、勝連村、与那城村、読谷村、嘉手納村、北谷村、美里村、越来村、浦添村、議の湾村、北中城村、中城村、西原村）と恩納村の一部を所轄し、組織機構は、庶務課、保健予防課、衛生課及び石川、平良川、普天間の 3 出張所を擁して発足する。
昭和 27 年 4 月	琉球政府創立
昭和 28 年 4 月	行政事務局組織法の施行に伴い厚生局は社会局となる。中部保健所は胡屋保健所と改称される。
昭和 31 年 7 月	胡屋保健所はコザ保健所と改称される。
昭和 32 年 1 月	普天間出張所、石川出張所新築される。
昭和 35 年 3 月	社会局組織規則改正により看護課新設される。
昭和 36 年 8 月	行政事務局組織法の施行に伴い管轄市町村 2 市 8 村（コザ市、宜野湾市、美里村、読谷村、嘉手納村、北谷村、浦添村、西原村、北中城村、中城村）となり、石川及び平良川両出張所が石川保健所へ移管される。
昭和 47 年 8 月	浦添市、西原村は那覇保健所へ所轄換えとなり、当所所轄

	区域は、2市6村（宜野湾市、コザ市、美里村、嘉手納村、読谷村、北谷村、北中城村、中城村）となる。
昭和48年11月	普天間出張所廃止
昭和49年4月	コザ市と美里村が合併し沖縄市となる。保健婦駐在所は従前どおり8ヶ所（沖縄市の駐在所も従来どおり仲宗根と美里）である。
昭和51年1月	嘉手納村が嘉手納町へ。管轄市町村が2市1町4村になる。
昭和52年10月	新庁舎落成。（敷地面積3,721㎡ 建物面積1,869㎡） 新経費173,350千円 （国庫補助101,846千円 県費16,504千円 起債55,000千円）
昭和52年12月	旧庁舎撤去。
昭和53年4月	組織規則改正により次長の職がおかれ、庶務課は総務課となる。
昭和55年3月	車庫及び下水（排水路）の新設。
昭和55年4月	北谷村が北谷町へ。管轄市町村は2市2町3村になる。
昭和60年12月	機能訓練室新築落成（建物面積222.55㎡） 総経費32,010千円（国庫補助14,062㎡ 県費17,948千円）
平成6年3月	デイケア室増築落成（建物面積39.6㎡） 総経費10,256千円（県費）
平成9年4月	保健婦駐在制度廃止（宜野湾市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村駐在保健婦の所内への引き上げ）保健所の業務再編により総務課（庶務班、企画情報班）、生活環境課（食品衛生係、環境衛生係）、健康増進課（健康増進班、疾病予防班）、保健福祉課（精神保健福祉班、地域保健推進班）に改組される。
平成14年4月	石川保健所及び中部福祉事務所と統合し、「中部保健所」「中部福祉保健所」となる。沖縄市字美里に新庁舎落成。
<b>(5) 石川保健所</b>	
昭和38年4月	石川保健所創立、コザ保健所管内から具志川村、勝連村、与那城村、石川市と名護保健所管内から金武村、宜野座村、久志村をそれぞれ移管され1市6村を管轄し、宜野座出張所、平良川出張所、石川出張所を石川分室とし、与那城支所、金武支所、辺野古支所をそれぞれ移管され業務を継続する。
昭和42年1月	厚生局組織規則の一部改正により、久志村が名護保健所管内へ、恩納村が石川保健所管内へ移管される。それに伴い、辺野古支所を名護保健所へ移管する。
昭和44年6月	平良川出張所が落成。 （具志川市平良川352-3 鉄筋コンクリート造平屋建131㎡）
昭和46年10月	与那城支所を廃止。
昭和46年11月	金武支所を廃止。
昭和47年5月	日本復帰により琉球政府解消、沖縄県石川保健所となる。
昭和49年2月	宜野座出張所を廃止。
昭和49年3月	医管住宅落成（石川市伊波918鉄筋コンクリート平屋82㎡）
昭和52年4月	石川分室を廃止。

昭和 53 年 4 月	行政組織規則の一部改正により庶務課に改称。保健所に次長の職を設置。
昭和 54 年 4 月	レントゲン室増改築 (53 m <sup>2</sup> ) 保健所に主任保健婦の職を配置。
昭和 56 年 3 月	新庁舎落成。 (鉄筋コンクリート造 2 階建延 1,668 m <sup>2</sup> 。総工費 307,906 千円)
昭和 56 年 4 月	新庁舎に移転業務開始、県内保健所で初めて喫茶室を設置し、所内禁煙にした。また、体の不自由な方にも広く利用できるようにスロープ及び便所を併設。
昭和 58 年 4 月	平良川出張所を廃止、建物は具志川保健婦駐在所として継続使用。
昭和 59 年 4 月	職員定数改正により 64 人。
昭和 60 年 4 月	職員定数改正により 61 人。統計係補充。保健婦 1 人減。
昭和 61 年 4 月	車庫 (軽量鉄骨 64 m <sup>2</sup> ) を完成。
昭和 62 年 4 月	具志川市の新庁舎完成に伴い、具志川保健婦駐在所が新庁舎へ移転。
昭和 63 年 2 月	医官住宅を用途廃止。
昭和 63 年 4 月	職員定数改正により 60 人。臨床検査技師 1 人減。
昭和 63 年 8 月	発電機の屋根 (軽量鉄筋 14 m <sup>2</sup> )
平成元年 4 月	職員定数改正により 58 人 保健婦 1 人、運転手 1 人減。
平成 2 年 4 月	職員定数改正により 57 人 庶務係 1 人減、保健婦 1 人増。
平成 3 年 3 月	職員定数改正により 54 人 外来受付係 1 人減。衛生課技師 1 人減。
平成 4 年 3 月	健康増進室 (R・C 造 2 階建 : 203.46 m <sup>2</sup> ) 完成。
平成 8 年	地域保健法の全面施行のため、組織体制の変更による市町村駐在保健婦制度が廃止。
平成 9 年 4 月	職員定数改正により 44 人。
平成 10 年 4 月	職員定数改正により 43 人。
平成 11 年 4 月	職員定数改正により 42 人
平成 12 年 4 月	職員定数改正により 43 人 過員 介護保険 1 人。
平成 13 年 4 月	職員定数改正により 42 人。
平成 14 年 4 月	コザ保健所及び中部福祉事務所と統合し「中部保健所」「中部福祉保健所」となる。